

静岡産業大学特別教育奨励賞授与規程

(目 的)

第1条 この規程は、学術、文化、スポーツ等の課外活動を通じて特に優れた実績を挙げ、静岡産業大学の名声を高めるとともに学内に夢と希望を与えた学生に、さらなる精進を重ねるとともに本学の教育の発展に貢献できるよう、特別教育奨励賞を授与するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(特別教育奨励賞)

第2条 特別教育奨励賞として、次に掲げるものを授与する。

(1) 表彰状

(2) 奨励金または記念品（総額1万円以上15万円以下）

2 受賞者に対し、祝賀会等を行うことができる。

(選考・授与)

第3条 受賞対象者については、各学部学生委員会がこれを選考し、学長が授与する。

(受賞対象者)

第4条 受賞対象者は、本学学生のうち次の個人または団体とする。

(1) 次の各大会の出場者または選手として選抜された者

① 全国大会（各種選手権大会等）

② 国民体育大会

③ 国際大会

④ これらに準ずる大会

(2) 全国的、国際的に著名な各種の賞・コンクール等の受賞者、入賞者

(3) ボランティア等の社会的活動により社会から賞賛または表彰された者

(4) 学術上の発見、発明または創作、研究等により、学会、社会等から賞賛または表彰された者

(5) その他学生委員会が授与を適当と認めた者

2 静岡産業大学資格取得奨励金給付規程第2条（対象資格）に掲げる資格等取得者は、受賞対象者とししない。

(予 算)

第5条 第2条（特別教育奨励賞）にかかる経費は、受賞対象者の属する学部が負担する。

(事務の所管)

第6条 特別教育奨励賞授与にかかる事務は、学生支援課において行う。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和7年4月1日から適用する。